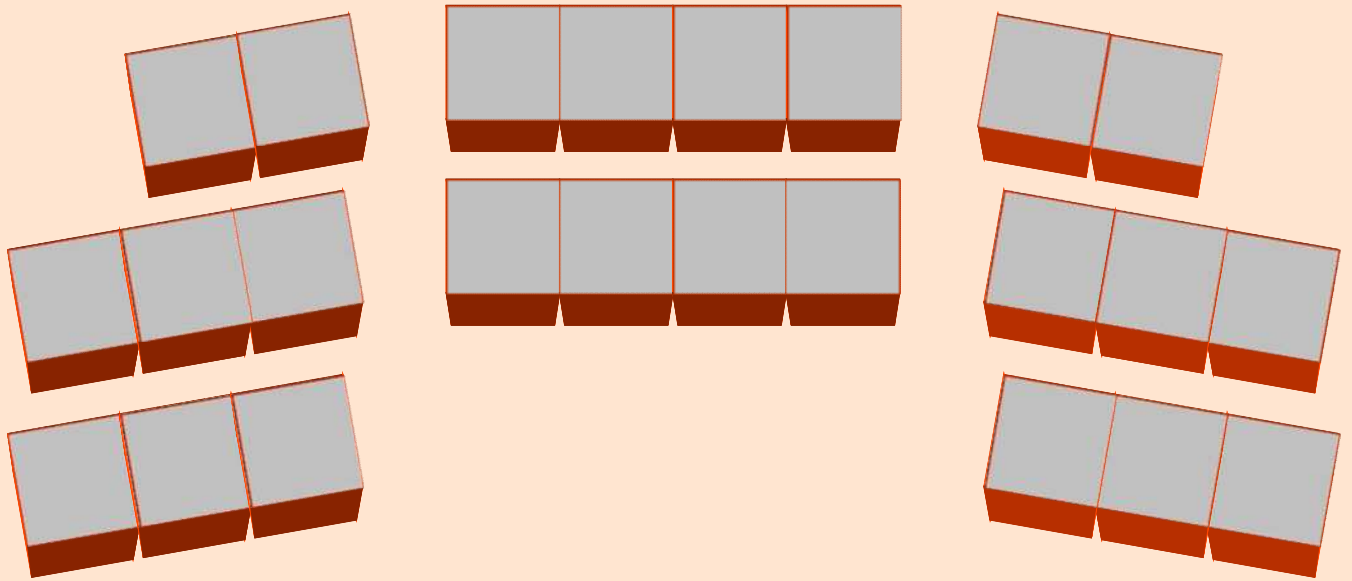


VOL.195

2022・2

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	4
東京都市議会議長会	
各種協議会等の動き	6
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	9
要綱・要領等の制定、改廃の状況	10
制定された要綱・要領	11
令和3年度青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 実施要綱 以下8件	

議 会 日 誌

<11月>

- | | | |
|--------|---------|--|
| 1日(月) | 午前 9:30 | 都市計画審議会 [議会大会議室—阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員] |
| 5日(金) | 午後 3:00 | 東京都市議会議長会局長連絡会議 [国立市役所—局長] |
| 6日(土) | 午前10:00 | 稲城市制施行50周年記念式典 [稲城市中央文化センターホール—鴨居議長] |
| 9日(水) | 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館—天沼議員、庶務係主任] |
| 11日(木) | 午前10:00 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所—みねざき・片谷・島崎議員] |
| 12日(金) | 午前11:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [ボートレース平和島—局長] |
| | 午後 1:30 | 西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合—大勢待・湖城・迫田議員] |
| | 午後 3:00 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場—鴻井・結城議員] |
| 16日(火) | 午後 1:30 | 議会運営委員会 |
| 19日(金) | 午後 1:30 | 東京都市監査委員会委員研修会 [監査事務局—野島監査委員] |
| 22日(月) | 午後 3:00 | 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—局長] |
| 24日(水) | 午後 1:00 | 総務企画委員会 |
| | 午後 3:00 | 議会運営委員会 |
| 26日(金) | 午後 1:30 | 例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員] |
| 29日(月) | 午後 1:30 | 定例記者会見 [市役所会議室—鴨居議長、結城副議長、局長] |
| 30日(火) | 午前 9:15 | 議会運営委員会 |
| | 午前10:00 | 令和3年定例会12月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問] |

<12月>

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| 1日(水) | 午前 10:00 | 本会議 [一般質問] |
| 2日(木) | 午前 10:00 | 本会議 [一般質問] |
| 5日(日) | | 奥多摩溪谷駅伝競走大会 |

7日(火)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前 10:00	福祉文教委員会
8日(水)	午前 10:00	総務企画委員会
9日(木)	午前 10:00	予算決算委員会
	午前 11:30	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 「第7次青梅市総合長期計画」の策定状況について、2. 商工会議所貸付け用地について、3. 青梅市国土強靱化地域計画(素案)について、4. 青梅市地域防災計画の修正について、5. 西東京バスの系統廃止について、6. 青梅市移住・定住促進プラン(素案)について、7. 令和3年青梅市成人を祝う会および令和4年青梅市成人式について]
	午後 3:27	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
	午後 4:18	新型コロナウイルス対策特別委員会
17日(金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前 10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午前 11:19	予算決算委員会
	午後 1:59	総合病院建替特別委員会
21日(火)	午前 10:00	環境建設委員会行政視察 [市内採石場等]
24日(金)	午後 1:30	指定管理者監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]

< 1月 >

4日(火)	午前 9:00	事務始め式
9日(日)	午前 10:30	青梅市消防団出初式
10日(月)	午前10:30	青梅市成人式
12日(水)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和3年定例会令和4年1月臨時議会 本会議 [議案審議、委員会審査報告]
	午前10:10	予算決算委員会
17日(月)	午後 2:00	東京都市議会議会報研究会 [議会大会議室—次長、調査係長、主査、調査係主任]
21日(金)	午前 9:00	総務企画委員会行政視察 [ボートレース多摩川]
25日(火)	午後 1:15	東京都市公平委員会関係団体協議会 [東京自治会館—鴨居議

長]

26日（水） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
午後 2:00 総務企画委員会



議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

11月5日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和3年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

* その他

11月22日（月） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下10件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和4年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
 - (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（会長が必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
 - (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
歳入、歳出ともに1,415万1,000円
- 3 令和4年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
会 長 東村山市議会議長
副会長 国分寺市議会議長、羽村市議会議長
理 事 八王子市議会議長、武蔵野市議会議長、昭島市議会議長、
小平市議会議長、福生市議会議長、清瀬市議会議長、
稲城市議会議長
監 事 立川市議会議長、日野市議会議長
- 4 令和3年度東京都市議会議員研修会について
日 時 令和4年2月4日（金）午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員
演 題 「(仮) コロナ禍における子どもの貧困対策について」
講 師 東京都立大学人文社会学部 教授
子ども・若者貧困研究センター長 阿部 彩 氏

* その他

1月17日(月) 議会報研究会

* 講 演 「伝わる議会報の企画と編集～読者を意識した議会報づくり～」
講 師 一般社団法人自治体広報広聴研究所
代表理事 金 井 茂 樹 氏

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

11月4日（木） 臨時総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

1 会務報告について 以下2件

* 協議事項

1 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について（原案どおり認定）

歳入	予算額	292万9,000円	決算額	291万8,635円
----	-----	------------	-----	------------

歳出	予算額	292万9,000円	決算額	33万8,387円
----	-----	------------	-----	-----------

差引残額	258万248円
------	----------

2 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について（原案どおり決定）

青梅市議会は、20万円

3 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に219万248円を減額し、補正後の予算額を692万2,248円にしようとするもの。

11月12日（金） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

1 会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

1 役員会及び視察研修について

2 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について

3 令和3年度の運営及び行事予定について

4 その他

* その他

1月18日（火） 役員会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（了承）

関東地区競艇主催地議会協議会令和4年度役員一覧（案）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和3年度行事予定表（案）について
- 2 その他

全国競艇主催地議会協議会

11月11日（木） 臨時総会（書面会議）

* 会員異動報告（了承）

* 臨時総会提出案件

- 1 令和3年度事務事業について（了承）
- 2 ボートレース事業の現況について（了承）
- 3 令和2年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）
歳入 予算額 2,620万7,000円 決算額 3,141万 796円
歳出 予算額 2,620万7,000円 決算額 1,285万4,512円
差引残額 1,855万6,284円
- 4 令和3年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,339万4,000円とする。
- 5 令和4年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）
令和2年度売上額の6万分の1（青梅市議会は、82万8,800円）

* その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月9日（火） 第3委員会

* 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 妹尾 健司 氏

* その他

1月28日（金） 第1委員会（書面会議）

* 会務報告

* 協議事項

- 1 令和3年度第1委員会報告書（案）について
- 2 令和4年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 令和4年度第1委員会役員について
- 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

1月20日（木） 第二部会（書面会議）

* 議題

- 1 令和4年度消防委託事務について
- 2 令和4年度通常総会日程及び内容について
- 3 その他

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 令和元(2020)年度	青梅市中央図書館	青梅市	令3	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第92号) 令和3年秋号	日本文化興隆財団	扶桑社	令3	A4 変形
288	皇室 OurImperialFamily(第92号) 令和4年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	令4	A4 変形
318	多摩市市制施行50周年記念誌	多摩市	多摩市	令3	A4
349	財政のあらまし 令和2年度決算の概況 令和3年度上半期財政運営の状況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	令3	A4
349	令和2年度固定資産概要調書	市民部資産税課	青梅市	令2	A4
369	高齢者の暮らしの手引き (令和3年度版)	青梅市	青梅市	令3	A4
498	事務長経験者が語る 中小病院経営の ヒント	全国自治体病院協議会 事務部会 中小病院の経営を考える 事務プロジェクトチーム	全国自治体 病院協議会	令2	A5
518	令和2年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	令3	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和3年11月～令和4年2月1日現在＞

件名	区分	所管
地縁による団体の認可に関する事務処理要領	改正	市民活動推進課
令和3年度青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業実施要綱	制定	生活福祉課
令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
令和3年度輪番制休日歯科診療開設準備経費等給付金支給要綱	制定	健康課
令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給実施要綱	制定	子育て推進課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和3年度青梅市私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給実施要綱	改正	子育て推進課
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市議会タブレット型端末機使用基準	制定	議会事務局
青梅市立総合病院経営形態見直しにかかる検討会設置要綱	制定	病院事務局 経営企画課

制定された要綱・要領

令和3年度青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な給付措置として実施する、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）（以下「支給事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

令和3年度青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「給付金」という。）は、前項の目的を達するために、青梅市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

3 支給対象者

(1) 給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯の世帯主とする。

ア 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

基準日において市の住民基本台帳に記録されている者で、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）

イ 令和3年1月以降の家計急変世帯

前アに規定する住民税非課税世帯以外の世帯のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて

令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

(ア) 前アに規定する住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

(イ) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し給付金を支給した場合の同一住所におけるその他の世帯

(2) 前号の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(3) 第1号イに規定する家計急変世帯について、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に、令和3年1月から同年12月までの収入にもとづき申請をする場合は、当該課税決定の内容により、支給要件に該当するか否かを判定するものとする。

4 支給額

前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり10万円とする。

5 受給権者

給付金の受給権者は次に掲げる者とする。

(1) 第3項の規定により支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

(2) 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、

別記のとおりとする。

6 住民税非課税世帯に対する給付金にかかる支給

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。

(2) 前号に規定する確認書の送付を受けた住民税非課税世帯の世帯主は、次に掲げる事項を確認し、市に確認書を郵送により提出するものとする。ただし、当該世帯主が次のイに掲げる登録口座（過去の給付金の振込口座等、市が把握している銀行口座であって、確認書に記載する口座をいう。以下同じ。）以外の口座への振込みを希望する場合または市長が登録口座への振込みが困難であると判断する場合は、振込先口座番号を確認書に記載し、本人確認書類および振込先口座確認書類を添付するものとする。

ア 住民税非課税世帯であること。

イ 世帯主の登録口座

(3) 市長は、前号の規定により提出された確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、給付金を支給するものとする。

(4) 確認書の提出がないときは、給付金は支給しないものとする。

7 給付金にかかる申請ならびに支給の決定および方式

(1) 前項の規定により確認書を提出した者を除くほか、給付金の支給を受けるために申請が必要となる者（以下「申請者」という。）は次に掲げるものとする。

ア 令和3年1月2日以降の転入者を含む世帯、令和3年度市町村民税が未申告である者を含む世帯等（以下「転入者等世帯」という。）

イ 家計急変世帯

(2) 前号に規定する申請者は、転入者等世帯は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「非課税分申請書」という。）により申請を行い、家計急変者世帯は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「家計急変分申請書」という。）により申請を行い、本人確認書類および振込先口座確認書類を添付するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により提出された非課税分申請書または家計急変分申請書（以下「申請書」という。）を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、家計急変世帯にかかる申請者に対し、家計の状況に関する書類その他の書類等の提出を求めることができる。

(4) 申請書による申請にもとづく支給は、次に掲げる方式により行う。ただし、ウ

に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

8 代理による申請

(1) 申請者に代わり、代理人として第6項の規定による確認書の提出または前項の規定による支給の申請を行うことができる者は、次のアからウまでに掲げる者に限るものとする。

ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(2) 代理人が給付金の確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載をするものとする。

(3) 代理人が支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状を提出するものとする。

(4) 第2号の規定による確認書の提出または前号の規定による支給の申請をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(5) 代理人が第1号アに規定する者にあつては、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

9 申請期限等

(1) 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

(2) 確認書の提出期限は、令和4年4月30日とする。ただし、特に市長が認めた場合は同年9月30日まで延長することができるものとする。

(3) 申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

10 支給事業に関する周知

市長は支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支給事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9項第2号または同項第3号の提出期限までに第6項の規定による確認書の提出または第7項の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第6項第3号または第7項第3号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日

(1) この要綱は、令和4年1月12日から実施し、支給事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付を受けた給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別記（第5項関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号に規定する申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人

相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）およびその同伴者であって、基準日において市に住所票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条にもとづく保護命令（同条第1項第1号にもとづく接近禁止命令または同項第2号にもとづく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所または婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。ただし、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）および児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情

による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。) および第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。) については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次項において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、ま

たは売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者および措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当部署から給付金担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないホームレスまたは事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

令和3年度輪番制休日歯科診療開設準備経費等給付金支給要綱

1 目的

この要綱は、休日歯科診療事業を青梅市の区域内の歯科診療所において輪番制で実施する（以下「輪番制休日歯科診療」という。）に当たり、その準備に必要な経費等を支援するため、給付金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

令和3年度輪番制休日歯科診療開設準備経費等給付金（以下「給付金」という。）の支給対象者は、令和4年1月1日時点において、青梅市歯科医師会に加入する歯科診療所の設置者または事業者で、かつ、同年4月1日以降、輪番制休日歯科診療を実施する見込みのあるもの（以下「歯科診療所設置者等」という。）とする。

3 支給金額

支給金額は、1歯科診療所当たり30万円とする。

4 給付金の申請

青梅市歯科医師会会長は、歯科診療所設置者等から給付金の申請および請求にかかる委任を受けた上で、令和3年度輪番制休日歯科診療開設準備経費等給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）および給付対象内訳（様式第2号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

5 支給決定等

(1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに給付金の支給の可否について決定し、令和3年度輪番制休日歯科診療開設準備経費等給付金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により青梅市歯科医師会に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、歯科診療所設置者等に対し、速やかに給付金の支払を行うものとする。

6 決定の取消し

市長は、前項の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「支給決定事業者」

という。)が次のいずれかに該当した場合には、当該支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 給付金の支給決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

7 給付金の返還

市長は、前項の規定により、給付金の支給決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支給決定事業者に給付金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

- (1) 令和4年1月25日から実施し、同年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯等を支援するため、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）にもとづき、臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

- (1) 令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金（以下「給付金」という。）は、次に掲げる者に対して支給するものとする。

ア 令和3年9月分（令和3年9月1日から同月30日までに出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の規定による給付の受給者を除く。）をいう。）の支給を受けている者（法第

17条第1項に規定する公務員であって同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者（以下「公務員」という。）を除き、次イに規定する高校生等支給対象者のうち次項第1号に規定する対象児童にかかる児童手当の支給を受けているものまたはエに規定する新生児支給対象者のうち令和3年12月1日までに児童手当の認定を受けたものを含む。）（以下「一般支給対象者」という。）

イ 令和3年9月分の児童手当の支給を受けている公務員

ウ 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生等」という。）を養育する者（前アに該当する者を除き、かつ、法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）（以下「高校生等支給対象者」という。）

エ 小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親（以下「里親等」という。）で基準日において高校生等が委託されているものまたは障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）で高校生等が入所もしくは入院をしているものの設置者

オ 基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）もしくは里親等で新生児が委託されている者または新生児が入所もしくは入院をしている障害児入所施設の設置者（以下「新生児支給対象者」という。）

(2) 前号の規定にかかわらず、給付金は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、前号に規定する者（以下この号において「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>①基準日後に受給者等が死亡した場合（この号の規定により給付金を支給される者が当該給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる場合において、当該死亡した日の属する月の翌月分に当該死亡した者に支給が予定されていた児童手当の支給を受ける者または当該死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
---	---

<p>②基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等にかかる児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）となり、または高校生等で里親等へ委託され、もしくは障害児入所施設等へ入所もしくは入院をした場合</p>	<p>左欄に掲げる場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童または高校生等が委託されている里親等または入所もしくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>③基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に次項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童にかかる法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が青梅市（以下「市」という。）に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる場合における当該配偶者</p>

3 対象児童

前項に規定する支給対象者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当にかかる児童
- (2) 基準日において支給対象者に養育され、里親等へ委託され、または障害児入所施設等へ入所もしくは入院をしている高校生等
- (3) 基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した新生児

4 給付金の支給額

給付金は、支給対象者に対して、対象児童1人につき5万円を支給するものとする。

5 一般支給対象者に対する給付金の支給の申込み等

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

(2) 一般支給対象者は、前号の申込みを受けたときは、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

(3) 市長は、第1号の規定による支給の申込みをしたときから市長が別に定める日までに前号の届出がないときは、給付金の支給を決定し、速やかに支給を行うものとする。

6 給付金の支給の方式

給付金の支給は、次に掲げる方式により行うものとする。ただし、第2号に掲げる方式は、児童手当支給を受けるための指定口座（以下「児童手当指定振込口座」という。）が把握できない場合または支給対象者が児童手当指定振込口座と別の口座を指定する場合に限るものとし、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

(1) 児童手当口座振込方式 基準日時点で市が把握する児童手当にかかる指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）により指定された口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

7 申請による給付の受付開始日および申請期限

第5項第1号の規定による支給の申込みを行った者を除くほか、給付金の支給を受けるために申請が必要となる者（以下「申請者」という。）の申請にかかる受付開始日および申請期限は、前項各号に掲げる支給方式ごとに市長が別に定める日とする。

8 給付金にかかる申請ならびに支給の決定および方式

(1) 申請者は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金申請書（高校生等）（様式第3号）により公的身分証明書の写し等を添付して申請を行うものとする。ただし、新生児支給対象者にかかる申請者は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金申請書（新生児）（様式第4号）によるものとする。

(2) 市長は、前号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金申請者に対し、第6項第2号または第3号のいずれかの方式により給付金を支給するものとする。

9 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

10 支援事業に関する周知

市長は、支援事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支援事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第7項の規定により定められた申請期限までに第8項第1号の規定による申請が行われなかった場合、当該給付金申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第5項第3号の規定による支給決定を行った後、基準日時点で市が把握する児童手当指定振込口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があったものとみなす。

(3) 市長が第8項第2号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により第7項の規定により定められた申請期限までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

この要綱は、令和3年12月6日から実施し、支援事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策保育支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年府子本第474号）および東京都子供・子育て支援交付金補助要綱（平成29年12月6日付け29福保子計第749号）にもとづき、保育施設等（次項第1号アからウまでに掲げる事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）の職員が、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する保育施設等とする。

(1) 青梅市の区域内において次のいずれかに掲げる事業を実施していること。

ア 東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付け福保子保第511号）に規定する延長保育事業（以下「延長保育事業」という。）

イ 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第507号）および東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年1月19日付け27生私振第1162号）に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）

ウ 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付け21福保子保第375号）に規定する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）

(2) 感染症拡大防止を徹底するための取組に努めていること。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設等において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1の区分に定める補助対象経費とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満は、切り捨てるものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表の3の区分に定める補助対象期間とする。

7 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする保育施設等の設置者または実施者（以下「申請者」という。）は、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

(1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育支援事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

16 是正のための措置

(1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 第12項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

17 補助金の支払等

(1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を青梅市（以下「市」という。）に納付させるものとする。

19 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

20 補助金の返還

(1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

21 違約加算金

補助事業者は、第19項の規定により補助金の交付の決定が取り消され、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

22 延滞金

補助事業者は、第20項の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

23 他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部もしくは一部を納付しない場合において、当該補助

事業者に対して、ほかの同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

24 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年12月4日内閣府告示第424号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

25 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した単価50万円以上の機械および器具については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

26 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

27 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

28 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年1月11日から実施し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項、第6項関係）

1 補助対象経費	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、負担金、補助および交付金
2 補助基準額	1 事業当たり (1) 延長保育事業 ア 定員19人以下 150千円 イ 定員20人以上59人以下 200千円 ウ 定員60人以上 250千円 (2) 一時預かり事業 300千円 (3) 病児保育事業 300千円
3 補助対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

備考 2の区分に定める定員は、事業を実施する保育施設等における令和3年4月1日現在の利用定員とする。

令和3年度青梅市私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日付け31生私振第1958号）にもとづき、私立幼稚園等において新型コロナウイルス感染症対策として実施する子どもを安心して育てることができる環境の整備事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に所在する次に掲げる施設の設置者とする。

- (1) 私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）
- (2) 幼稚園類似の幼児施設（青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付

要綱（昭和53年4月1日実施）別表の基準に該当すると青梅市長（以下「市長」という。）が認める施設をいう。）

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する事業

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な業務を支援するための事業

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満は、切り捨てるものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

7 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和3年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

- (1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和3年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

16 是正のための措置

- (1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- (2) 第14項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合におい

ても、これを準用する。

17 補助金の支払等

- (1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

19 補助金の返還

- (1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

20 違約加算金

補助事業者は、第18項の規定により補助金の交付の決定が取り消され、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

21 延滞金

補助事業者は、第19項の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

22 他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部もしくは一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、ほかの同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

23 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

24 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号および第5号の規定により処分を制限する取得財産等ならびに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- (2) 補助事業者は、前号に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

25 財産の管理

補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

26 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

27 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41

年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

28 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年1月25日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表(第4項、第5項、第6項関係)

1 補助対象経費	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な保健衛生用品、備品等の購入に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費(人件費(預かり保育を実施したことにかかる経費に限る。)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)
2 補助基準額	1 施設当たり (1) 定員19人以下 400千円 (2) 定員20人以上59人以下 500千円 (3) 定員60人以上99人以下 600千円 (4) 定員100人以上149人以下 700千円 (5) 定員150人以上199人以下 800千円 (6) 定員200人以上 900千円

備考 2の区分に定める定員は、補助事業を実施する施設における令和3年4月1日現在の利用定員とする。

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策保育環境改善事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、令和3年度保育対策総合支援事業費補助金及び保育士就学資金貸付等事業の国庫補助について(令和3年7月7日付け厚生労働省発子0707第1号)にもとづき、保育施設等(次項各号に掲げる施設および事業をいう。以下同じ。)において、新型コロナウイルス感染症対策として実施する保育環境の改善事業に対

し補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子どもを安心して育てることができる環境整備に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 青梅市内で運営される次に掲げる施設の設置者または事業の実施者であること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の確認を受けた施設
 - ウ 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - (ア) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - (イ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第59条の2第1項の規定にもとづく認可外保育施設の届出を東京都知事に行っている企業主導型保育事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するための取組に努めていること。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設等において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育環境を改善するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための事業
- (2) 衛生用品および感染防止のための備品の購入、施設の消毒、感染症予防の広報啓発等の事業

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1の区分に定める補助対象経費とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満は、切り捨てるものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表の3の区分に定める補助対象期間とする。

7 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする保育施設等の設置者または実施者（以下「申請者」という。）は、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

- (1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へに通知するものとする。

16 是正のための措置

(1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 第12項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

17 補助金の支払等

(1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を青梅市（以下「市」という。）に納付させるものとする。

19 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

20 補助金の返還

(1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

21 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

22 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

23 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、

事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

24 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

25 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年1月25日から実施し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項および第6項関係）

1 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、負担金、補助および交付金												
2 補助基準額	<p>1 保育施設等当たり</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 定員19人以下</td> <td style="text-align: right;">400千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">500千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員60人以上99人以下</td> <td style="text-align: right;">600千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員100人以上149人以下</td> <td style="text-align: right;">700千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 定員150人以上199人以下</td> <td style="text-align: right;">800千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 定員200人以上</td> <td style="text-align: right;">900千円</td> </tr> </table>	(1) 定員19人以下	400千円	(2) 定員20人以上59人以下	500千円	(3) 定員60人以上99人以下	600千円	(4) 定員100人以上149人以下	700千円	(5) 定員150人以上199人以下	800千円	(6) 定員200人以上	900千円
(1) 定員19人以下	400千円												
(2) 定員20人以上59人以下	500千円												
(3) 定員60人以上99人以下	600千円												
(4) 定員100人以上149人以下	700千円												
(5) 定員150人以上199人以下	800千円												
(6) 定員200人以上	900千円												
3 補助対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで												

備考 2の区分に定める定員は、第2項第1号アからウまでに規定する施設または事業においては令和3年4月1日現在の認可定員とし、同号エに規定する事業においては児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3および第49条の7に規定する書類に記載された利用定員とする。

青梅市議会タブレット型端末機使用基準

1 目的

この基準は、青梅市議会におけるタブレット型端末機の使用および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、予算決算委員会理事會、全員協議會、会派代表者會議その他青梅市議會議長（以下「議長」という。）が認めるものをいう。
- (2) 端末機 會議用システムを利用するために使用するタブレット型端末機をいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアをいう。
- (4) 會議用システム 會議に関する文書等のデータを保存し、閲覧するために使用するシステムをいう。
- (5) アカウント ネットワークやコンピュータ等にログインするための権利をいう。

3 端末機の使用者

端末機を使用することができる者は、青梅市議會議員（以下「議員」という。）および議長が許可した者（以下これらを「使用者」という。）とする。

4 會議用システムの使用者

- (1) 會議用システムは、アカウントを持つ使用者でなければ使用してはならない。
- (2) 會議用システムを使用するときは、使用者はパスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。

5 端末機の貸与

- (1) 議長は、議員活動等に使用させるため、使用者に端末機を貸与するものとする。
- (2) 使用者は、端末機を他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- (3) 使用者は、端末機の使用権限がなくなったときは、ただちに議長に返却しなければならない。

6 端末機の取扱い

- (1) 使用者は、端末機を善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
- (2) 使用者は、端末機を紛失し、または破損した場合は、速やかに議長に届け出なければならない。

7 端末機の使用範囲

端末機の使用範囲については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議における使用
- (2) 会議以外の議員活動における使用
 - ア 市民への啓発活動における資料閲覧
 - イ 行政視察等における資料閲覧
- (3) 情報収集における使用
 - ア 市ホームページからの情報収集
 - イ 検索サイトからの情報収集
- (4) 情報伝達における使用
 - ア 議員相互および議会事務局との情報伝達
 - イ 市との情報伝達
 - ウ 災害時等の緊急情報伝達
- (5) その他議長が認める用途

8 禁止事項

- (1) 端末機の使用に当たっては、次に掲げる事項を禁止するものとする。
 - ア 会議中に音声や操作音等を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
 - イ 会議を撮影、録音または録画すること。
 - ウ 会議中に会議以外の目的のために使用すること。
 - エ 会議中に議長または会議の長（以下「議長等」という。）の許可なく動画を視聴すること。
 - オ 個人情報および議会または市において公開されていない情報を開示すること。
 - カ 端末機に障害を及ぼす可能性のある装置を接続すること。
 - キ 端末機の貸与時に端末機に搭載されているアプリケーションソフトウェア以外のものをインストールすること。
 - ク 不特定多数の者が利用する無線LAN（電波による無線規格により複数の機器間でデータの送受信を行う構内ネットワークをいう。）を経由してインターネットに接続すること。
 - ケ その他議長が定めたこと。
- (2) 議長等は、使用者が前号の規定に違反したときは、注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められないときは、議長等は、当該使用者に端末機の使用を停止させることができる。

9 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報の受発信は、自己の責任において行うものとする。
- (2) データの正確性を保持し、およびデータ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報の漏えい等のセキュリティ事故を発見した場合は、速やかに議長に報告するものとする。

10 セキュリティ対策

使用者は、市の情報および会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処しなければならない。

11 その他

端末機および会議システムの使用等に問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

12 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

13 実施期日

この基準は、令和3年12月1日から実施する。

青梅市立総合病院経営形態見直しにかかる検討会設置要綱

1 設置

青梅市立総合病院（以下「病院」という。）の経営形態の見直しに関する事項について、調査および検討を行うため、青梅市立総合病院経営形態見直しにかかる検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、病院の経営形態の見直しに関する事項を所掌する。

3 組織

検討会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 会長 病院事務局長
- (2) 副会長 企画部長
- (3) 委員 総務部長、健康福祉部長、企画部企画政策課長、企画部財政課長、総務部職員課長、健康福祉部健康課長、病院事務局管理課長および病院事務局経営企画課長

4 会長の職務および代理

- (1) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 部会

会長が指示した個別事項を検討するため、検討会の下に部会を置くことができる。

7 関係職員の出席等

検討会および部会は、必要があると認めるときは、これらの会議に構成員以外の職員の出席を求め、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、検討会で協議した結果をまとめ、青梅市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

9 庶務

検討会の庶務は、病院事務局経営企画課が処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。

11 実施期日

この要綱は、令和3年12月1日から実施し、第8項の規定にもとづき管理者に報告した日の翌日をもって廃止する。